2026年11月12日

各　位

会　社　名　株式会社ＥＲＴＨ　Ｇｒｏｕｐ
代表者名　代表取締役社長　荒　川　高　広
（コード番号:6072　東証スタンダード）
問合せ先　執行役員総務部長　髙　瀬　秀　人
（TEL. 03-6265-1834）

主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動及び株式会社Kaihouによる第８回新株予約権の行使意向に関するお知らせ

2026年11月12日付で、下記Ⅰに記載のとおり当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に異動がありましたので、お知らせいたします。

また、当社は、株式会社Kaihouより、2026年10月30日公表の「新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ」に記載した第８回新株予約権の無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）により株式会社Kaihouに割り当てられる第８回新株予約権の行使について、下記Ⅱに記載のとおり説明を受けましたので、お知らせいたします。

Ⅰ．主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

１．異動が生じた経緯

本新株予約権無償割当てに伴い、当社の主要株主である筆頭株主のKAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.が、本新株予約権無償割当てにより割り当てられる第８回新株予約権の全部を自ら行使する資金を有していないため、その保有する当社普通株式4,800,000株について、株式会社Kaihouとの間で株券貸借契約（契約期間：2026年11月６日～2027年１月26日）の締結を行い、当該株券貸借契約に基づいて2026年11月12日に株券貸借が行われた（以下「本株券貸借」といいます。）ことにより、下記のとおり当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に異動が生じました。

２．異動した株主の概要

（１）主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなった株主

（１）　名　　称	KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD. （常任代理人　中村与希）
（２）　所　在　地	143 CECIL STREET,#19-02,GB BUILDING, SINGAPORE （東京都小金井市）
（３）　代表者の役職・氏名	Director NAKAMURA TOMOKI
（４）　事　業　内　容	HOLDING COMPANIES OF FIRMS ENGAGED IN NON-FINANCIAL AND INSURANCE ACTIVITIES (64202)
（５）　資　本　金	15,000.00 SGD

（２）新たに主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなった株主

（１）　名　　称	株式会社 Kaihou
（２）　所　在　地	東京都港区南青山２－５－９ ARISTO 南青山Ⅱ ４階
（３）　代表者の役職・氏名	代表取締役　竹入敬蔵
（４）　事　業　内　容	投資助言・代理業 各種セミナー、イベント、勉強会、講演会等の企画、運営、出演、登壇等 有価証券の投資、売買、保有及び運用
（５）　資　本　金	9,000 千円

３．異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

（１）KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.

	議決権の数（所有株式数）	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異　動　前 （2026 年９月 30 日現在）	48,000 個 （4,800,000 株）	21.42％	第１位
異　動　後 （2026 年 11 月 12 日現在）	―	―	―

（２）株式会社 Kaihou

	議決権の数（所有株式数）	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異　動　前 （2026 年９月 30 日現在）	21,928 個 （2,192,800 株）	9.79％	第２位
異　動　後 （2026 年 11 月 12 日現在）	48,000 個 （4,800,000 株）	21.42％	第１位

（注）１．異動前及び異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、2026 年９月 30 日現在の総株主の議決権の数（224,073 個）を分母として計算しております。

２．「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

３．株式会社 Kaihou の異動後の「議決権の数（所有株式数）」及び「総株主の議決権の数に対する割合」は、2026 年 10 月 30 日公表の「第三者割当による第５回、第６回及び第７回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」に記載の貸株契約及び 2026 年 11 月 12 日に新たに追加された貸株契約に基づき 2026 年 11 月 12 日時点において株式会社 Kaihou が EVO FUND に対して貸し出している合計 21,928 個（2,192,800 株）を除いて算出したものです。なお、当該貸株契約においては、賃借期間中に本新株予約権無償割当てが行われる場合には、貸主である株式会社 Kaihou が株主として株主確定日に権利を有することができるよう賃借株式を全て返還し、株主確定日経過後直ちに EVO FUND 及びアストリスに対して、当該一時的に返還されていた貸借株式を同条件で貸し出される旨が定められております。

４．今後の見通し

本異動に伴う当社の業績への影響はありません。なお、株式会社 Kaihou は、KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD. からの借株 4,800,000 株を 2027 年１月 26 日に返還する予定であるとのことであり、当該返還により、再度 KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD. が主要株主及び主要株主である筆頭株主となり、株式会社 Kaihou が主要株主及び主要株主である筆頭株主でなくなることが想定されます（但し、第８回新株予約権の行使状況等によります。）。実際に主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が発生した場合には、その旨を速やかに開示する予定です。

Ⅱ．株式会社 Kaihou による第８回新株予約権の行使意向

株式会社 Kaihou は、本新株予約権無償割当の株主確定日（2026 年 12 月 31 日）時点で所有権を有する当社普通株式 6,992,800 株（本株券貸借により KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.から取得した当社普通株式 4,800,000 株を含みます。）に対して第８回新株予約権 6,992,800 個の割当てを受ける予定ですが、同社はその全量を行使するための資金が不足するため、そのうち一部を自ら行使した上でその残りについては、自己資金での行使を希望する株式会社 Kaihou の役員等を含む個人又は法人に無償で譲渡し、当該譲渡先による行使と併せて第８回新株予約権 6,992,800 個全部の行使を図る意向を有していることを同社より確認しております。

以　上